

第7回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）議事概要（案）

1. 日時 平成28年2月12日（金）9時30分～11時30分
2. 場所 一般財団法人 自然環境研究センター 7階 会議室
3. 出席者（敬称略）（委員）角野 康郎（座長）、勝山 輝男、黒川 俊二、小林 達明、高橋 新平、西田 智子、濱野 周泰、藤井 伸二
（環境省）自然環境局野生生物課外来生物対策室長 曾宮、
外来生物対策室長補佐 立田、外来生物対策係長 森川
（農林水産省）大臣官房政策課環境政策室係長 菅野

4. 議事概要

【特定外来生物指定の考え方について】

（事務局から資料1にもとづき説明）

- （藤井委員）「イネ科、キク科植物等」という表記がよい。リストではイネ科植物とキク科植物が圧倒的に多いため、イネ科植物だけを記載してしまうと整合性がとれない。
- （黒川委員）今回の特定外来生物指定の位置づけについて、「現時点で指定が可能」と記載があるが、根拠は何か。また、アメリカハマグルマの1種だけを指定候補から外したのはなぜか。
（環境省 森川）特定外来生物に指定すると運搬や保管、栽培などの各種行為が規制される。農作業で土を運んだり宅地造成で土砂を運ぶだけでも法律に抵触する行為となり、社会的影響が多い。現時点では特定外来生物に指定より先に、被害や影響について普及啓発の取り組みを進めたい。そのような点から、現時点で速やかに指定することができて、かつ外来生物法による規制行為の効果が高いものを、言葉足らずではあるが「現時点での指定が可能」と表現している。
（黒川委員）「現時点で指定することが非常に有効と考えられるもの」という表記の方が、一般的にはわかりやすい。
- （藤井委員）「指定が可能」と表記すると、一般の方には指定をしようと思えば全てできるのではないかと捉えられるおそれがある。黒川委員のおっしゃるとおり、有効な防除ができるものから順に指定していく、とすれば誤解がない。その点をわかりやすく改めていただけるとありがたい。
（環境省 森川）「有効」という観点では、アメリカハマグルマは南西諸島のいくつかの島ではまん延状態だが、それ以外の島への移動を防ぐという意味では有効といえる。し

かし、既にまん延している場所や島には、前述のとおり課題が多く、その点を考慮して候補から外した。有効という言葉は幅広い表現になるため、それはそれで説明不足となる。今回はまず「有効な種」の中から「可能な種」について早急に進めていきたい。今後は前述の課題に対して対応策を検討し、指定候補種として検討していく。

- （高橋委員）ビーチグラスについて、日本での被害状況及び分布状況がまだわかっていない。今海外にあるものまでを対象にした考え方であると認識して良いか。
（環境省 森川）未然防止という考えに立ち、侵入予防外来種についても今回指定の対象としている。
- （角野座長）侵入予防という観点で指定した例はスパルティナ・アングリカがあり、指定したことでヒガタアシの侵入時に迅速に対応できた前例もある。この考え方は堅持すればよい。

【特定外来生物等（植物）の選定について】

（事務局から資料2、資料3を説明）

- （勝山委員）スパルティナの時のようにイネ科植物は気付くのが遅れやすい。そういう意味では危険なものは特定外来生物に指定していくべき。また、ビーチグラスのようなものは民間ではなく公共事業で使われる可能性がある。
- （藤井委員）強烈な根茎だと思われ、砂丘環境で50センチから1メートル下まで到達し、後で抜こうとしても重機でないと不可能と考えたほうがよい。
- （黒川委員）未判定外来生物には何も指定されないようだが、種類名証明書でビーチグラスでないということがわかれば導入可能になってしまう。同属の異種はあまりないのか。
（藤井委員）北米のフロラではあまり種類はないと思う。他によく似た種が多数あるという心配はない。
- （西田委員）アメリカハマグルマを指定しない理由について、緊急対策外来種であり、移動を止めることに一定の効果があると考えられるにもかかわらず、国として何もしないということか。検討はしたけれども、様々な理由で特定外来生物にすぐ指定できないという判断をすることに対しては、やはり説明が必要。
（環境省 森川）当初、アメリカハマグルマも候補種していたが、まん延している南西諸島では路傍雑草のように生育している。指定すると強めの規制がかかるため、違

法状態が乱立してしまうなど、社会的影響が大きい。しかし、指定せずとも取り得る対策として、リストをベースに防除を進めていきたい。

- （黒川委員）今回の指定の考え方で外れるのは理解できるが、既にまん延しているものでも指定されている種もある。また、会議の議題に挙げたが指定には適さないと議事録に残れば検討の上で指定されなかったと理解できるが、議題にも挙げなかったということについては、説明が相当丁寧でないとわかりにくい。
- （藤井委員）指定しないこととするのか、今後も継続審議するのかが不明確。「今回は問題があり指定できなかったが、候補に挙げて継続して検討する」ということを議事録に残すべき。
- （勝山委員）アメリカハマグルマの生育地は沖縄海岸の隆起サンゴ礁で、希少種も多くて守るべき場所。ツルヒヨドリは林縁でかなり人の手が入ったような環境に入る。
- （藤井委員）ツルヒヨドリが九州に侵入したら茶畑が壊滅する可能性がある。葉を刈り取る際につるが混じるなど農業的にかなり大変な問題になる。
- （角野座長）アメリカハマグルマは、今後も継続審議するという形で整理すきだと思う。アメリカハマグルマについては継続審議するとして、今後も資料収集や状況を見きわめることを期待したい。
- （角野座長）ツルヒヨドリについては、ミカニアが観葉植物として流通、利用されているとあるが、近縁種を未判定外来生物に指定しなくてもよいのか。
（環境省 森川）このリストの選定時に属として問題視すべき種については、既にリストに載せている。そのため、ツルヒヨドリが属する属の別種については未判定外来生物に指定することは考えていない。
- （藤井委員）資料 2 に「Catalogue of Life では、*M.micrantha*、*M.scandens*、*M.cordata* ともに provisionally accepted name としている」とあるが、学名の整理をするべき。
- （角野座長）ナガエモウセンゴケは食虫植物のマニアが自然の湿地に植えている。そこで在来種のもウセンゴケとの交雑が起きていることも確認されており、生態系被害は明らか。これを指定することは、自然界に植えることや流通の規制になり、今回の指定はそれなりの効果を狙っているものと考える。

- (藤井委員) ナガエモウセンゴケもエフクレタヌキモも、いかに食虫植物マニアへの啓発をするかが大事。野外への意図的な導入がされているとしか考えられないので、そういった行為をなくす必要がある。
- (角野座長) 栽培するときのルールを徹底するということが必要。ナガエモウセンゴケを候補種とすることに関しては異論なしとする。
- (角野座長) エフクレタヌキモは食虫植物マニアの中で熱烈なファンがいる。一番拡がっているのはおそらく兵庫県で、最初にたくさん見つかったのは六甲山の池である。最近では周辺の自然度の高い池に拡がり、繁茂している事例がある。生態系被害は非常に大きい。誰かが意図的に放り込んでいる可能性があり、今後こういった行為が増えると困るため、指定については賛成である。
- (藤井委員) 指定すべきだと思う。先程のナガエモウセンゴケと同様に、きちんと普及啓発する必要がある。
- (角野座長) オオバナイトタヌキモは検討したが、今回の候補からは外れた。分類学的な取り扱いの問題で、オオバナイトタヌキモは在来のイトタヌキモと同じ種類で、その変異のうちだという説がある。日本のイトタヌキモとアクアリウムプランツとして入ってくるものは別系統だということは明らかのため、対策は必要。もうひとつの理由としては、どこでも育つものではないため、もう少し様子を見たいと考えている。また、アクアリウムショップでイトタヌキモとして売っているものを買って帰ってきたらオオバナイトタヌキモというケースが非常に多い。
- (藤井委員) 分類学的に同一種ということであれば指定は難しい。ただ、ミカワタヌキモと一緒に入ってしまうとマット状になり、1回入ってしまうと取り返しがつかなくなる。先ほどの2種に限らず、購入したものを野外に放出しないよう普及啓発していくべき。
- (藤井委員) もっとも危惧すべきは野外に放棄されること。一定の期間を設けて、保健所等で回収するなど対応が必要。相談してくる人はまだよいが、わからないから放棄する人が出てくる可能性が高い。その点を考慮し公表をしていかないと、各都道府県の関係機関には問い合わせがきて混乱が予想される。処分や対応についての準備が必要。
- (藤井委員) 水鳥による種子の拡散は、膨大な数の種子生産がないと確率は相当低い。

何万羽が移動すれば運ばれる可能性はあるが、普通のため池ではそういうことが起こりにくい。また、琵琶湖のような大きな湖沼にエフクレタヌキモのような帰化植物が入って増えることはまずなく、死滅してしまう。大きな母集団がなければそれほど気にする必要はなく、むしろ特定外来生物に指定して大きな母集団になりそうな所をつぶしていく方が有効。

- （角野座長）植物グループ会合では、これら4種（ビーチグラス、ツルヒヨドリ、ナガエモウセンゴケ、エフクレタヌキモ）を資料2の「評価の理由」に基づいて、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある生物として特定外来生物に指定すべきという結論として、全体会合に上げることとしたいが、よろしいか。
（一同了承）

【その他】

- （角野座長）候補種4種を挙げたが、そこに至るプロセスでは色々な候補種が挙がっていたが、検討の結果、流通量の多さや種の同定の難しさなどの課題がクリアできないだろうとの判断から見送ったものがある。そのあたりを環境省からご説明いただきたい。
- （環境省 森川）今回、特定外来生物の指定候補は4種に絞られた背景としては、規制の効果は見込めるものが多いが、流通量が多く普及啓発がまず必要なもの、種の同定が難しく取り締まりという運用面で課題があるもの、指定方針が未然防止のため、すでにまん延状態で法規制による効果が小さく指定したところで対策があまり進まないもの、法規制によって社会的影響が非常に大きいものがあった。指定のみでなく防除も含めた対策を今後どのように進めていくべきか、検討すべき事項についてご意見いただきたい。
- （小林委員）リスト掲載種については、種の情報の整理を早急に進めることが必要。園芸スイレンのような種類も入っていて、一般の方々にはリストだけでは分かりにくい。まず種の情報を整理して、どういう場で問題なのか、種の分類がどのように難しいのか、防除やモニタリングの仕方を含め、きちんとした情報を提示することが必要。
- （黒川委員）特定外来生物に指定することが、外来種全体の管理の中でどのような位置づけとなるのかが一般的には分かりにくい。指定しても仕方ないものも含まれていると思うが、指定から外すことも検討するのか。それとも、指定種に対しては今後対策を強化しなければならないと位置付けているのか。規制すべきものとそうでないものでは管理の仕方が変わってくるため、定期的に整理した方が特定外来生物に指定す

ることの重みが伝わるのではないか。

- （藤井委員）まん延期と言っても地域で差がある。例えば四国でまん延状態で、可能性としては日本全国にも広がるポテンシャルがある場合には判断が難しい。先程のアメリカハマグルマもそうだが、それぞれの地方自治体でできることがあり、それを国が推奨してほしい。
- （小林委員）県や市町村といった地方行政の力は非常に脆弱だと思う。外来生物に関して環境省、農水省、国交省など省庁を横断した地域レベルでの対応が求められるので検討していただきたい。
- （西田委員）特定外来生物は1つのくくりしかないが、根絶を目指すもの、侵入させない体制の構築、初期なら根絶、まん延状態なら被害を及ぼさない対策などという管理の段階があると思う。特定外来生物に指定した中で、管理の段階を明示することは考えていないのか。
（環境省 立田）特定外来生物が種類によってリストのカテゴリのように分けられて入れるのは理想的かもしれない。一方で、まん延したのも少しでも拡げないようにということを外すのは問題であり、法制度として取り入れるのはとても難しい。まん延しているものは、特に重要地域で入っているものを止めことを重視するといっても、では里山ではそれをしなくていいのかということ、必ずしもそうではないため、伝え方も含め検討しないといけない。
- （西田委員）外来生物対策を検討する上で分布情報は非常に重要だと思う。環境省はモニタリングの事業を行っているが、特に侵入初期の外来生物に特化した分布調査、あるいは国交省の調査とあわせて、総合的に外来生物の分布状況をタイムスパンの短い間隔で示す考えはないのか。
（環境省 立田）各自治体からブロック会議で最新情報を集めるようにしていきたいと考えている。侵入初期のものも別途調査していく必要があることは認識しており、体制と予算面も含めて考えなければならない。
- （小林委員）ネットワーク構築も大事だが、緑の国勢調査は環境省の直轄で、現在の様式では外来生物をうまくピックアップできる調査内容になっていないので、早急に改善すべき。
- （高橋委員）すでに産業が関わっている種類を具体的にどうしていくのかが大きな議論になっており、学会を巻き込んで議論に発展しているものもたくさんある。先程の

管理レベルや状況に応じた管理の整理が急務である。特に産業との関わりが大きいイネ科の草本のグループに関しては、輸出入に関わる場所は農水省、新しい建設系に関するところは国交省が監督官庁であるため、それらとの関係、また既に全国にある色々な種の管理をどのようにやっていくかが一番大事で、急務と感じている。

- （角野座長）昆虫でも水草でも、趣味で飼育・栽培するときにはルールがあるということ日本は徹底していない。そういう啓発や外来種がなぜ問題なのかといった一般社会に対する啓発もまだまだ必要であり、環境省だけでなくいろいろな立場の人がやっていかなければならない。
- （濱野委員）アメリカハマグルマは隆起サンゴ礁といった特殊環境に入る。今は生物を指定しているが、特定外来生物が侵入したら困るというエリアを指定する方法もある。生物テロではないが、守りという視点から地域も指定を行うのも1つの見方かと思う。
- （角野座長）リスト作成時には「白山のコマクサ」などハビタットの問題についても議論した。これをもう少し一般化することも1つの視点であるというご指摘かと思う。
- （黒川委員）近年、農耕地で外来雑草が深刻な問題となっている。輸入飼料が原因で入っているので本来は植物防疫法の範疇とも思うが、現状では法の対象になっておらず、植物防疫課からは外来生物法で農林水産被害も取り扱うことになっているので、そこで一本化して管理すべきだという話が出る。一方で、農林水産被害だけでは植物に関しては管理対象として注目されず、外来生物法での検討対象になりにくい。外来雑草について、外来生物法の中でどの程度検討するのが課題と考えている。

以上